

改正

昭和51年3月30日条例第11号

昭和53年3月29日条例第15号

昭和56年3月30日条例第9号

昭和58年12月19日条例第36号

昭和62年4月1日条例第22号

平成元年12月25日条例第36号

平成3年7月17日条例第20号

平成4年12月24日条例第58号

平成7年12月25日条例第41号

平成11年3月31日条例第16号

平成13年12月26日条例第52号

平成16年12月28日条例第49号

平成18年10月27日条例第63号

平成19年12月27日条例第61号

平成22年7月27日条例第34号

平成26年3月31日条例第35号

平成29年10月31日条例第27号

沖縄県立高等学校授業料等徴収条例をここに公布する。

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、沖縄県立高等学校の授業料、入学考査料、入学料、受講料、聴講料及び証明手数料（以下「高等学校授業料等」という。）並びに沖縄県立中学校の入学考査料及び証明手数料（以下「中学校入学考査料等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(高等学校授業料等及び中学校入学考査料等の額)

第2条 高等学校授業料等の額は、別表第1のとおりとする。

2 中学校入学考査料等の額は、別表第2のとおりとする。

(高等学校授業料等の納付時期)

第3条 授業料（定時制の課程の授業料を除く。以下この項及び次項において同じ。）は、毎月10日までにその月分（卒業を認定されなかった者（以下「卒業未認定者」という。）については、納付すべき授業料の額の12分の1に相当する額。以下同じ。）を納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる月分の授業料は、当該各号に定める期限までに納付することができる。

(1) 4月分及び1月分 その月の15日

(2) 8月分 9月10日

(3) 学年の中途において入学（転学、再入学及び編入学を含む。以下同じ。）し、又は復学した場合における当該月分 入学又は復学した日から起算して10日を経過した日

2 前項の規定にかかわらず、修業年限の最終の学年（以下この項において「最終学年」という。）の3月分の授業料は、2月10日までに納付しなければならない。ただし、学年の中途において入学し、又は復学した日の属する月が最終学年の2月又は3月である場合は、入学又は復学した日から起算して10日を経過した日までに納付しなければならない。

3 定時制の課程の者の授業料は、履修科目を申し込む際に納付しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、沖縄県立高等学校に在学する生徒（定時制の課程の者を除く。）は、本人の希望により当月分以後の月分をその月以前に納付することができる。

5 受講料及び聴講料は、履修科目の申込みが受理された時に納付しなければならない。

6 高等学校授業料等のうち、入学考査料は入学願書提出の際、入学料は入学を許可された際、証明手数料は申請の際に納付しなければならない。ただし、沖縄県立中学校に在学する者が当該中学校における教育と一貫した教育を施す沖縄県立高等学校に入学を願い出る場合は、当該者に係る入学考査料は、徴収しない。

（転学及び転籍の場合の授業料及び入学料）

第4条 沖縄県立高等学校相互間において転学又は転籍した場合は、授業料は、重複して徴収しない。

2 前条第3項又は第4項の規定により授業料を前納している者が、沖縄県立高等学校相互間において転学又は転籍した場合は、当該納付済みの授業料は、転学又は転籍先の学校において納付すべき授業料に充当されたものとみなす。

3 沖縄県立高等学校相互間において転学又は転籍した者については、転学又は転籍先の学校の入学料は、徴収しない。

（休学者の授業料の免除等）

第5条 休学した者（定時制の課程の者を除く。）については、休学した日の属する月の翌月（休

学した日が月の初日であるときは、休学した日の属する月) から復学する日の属する月の前月までの授業料は、免除する。

- 2 定時制の課程の者で休学した者については、授業料の額を科目ごとにその科目を修得するために必要な期間としてあらかじめ定められた期間の月数で除した額に、休学した日の属する月の翌月(休学した日が月の初日であるときは、休学した日の属する月) から復学する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額の授業料を還付する。

(高等学校授業料等の減免等)

第6条 教育委員会は、教育委員会規則の定めるところにより特別の理由があると認めるときは、高等学校授業料等を減額し、若しくは免除し、又は徴収を猶予することができる。

(高等学校授業料等の不還付)

第7条 第5条第2項に定める場合を除き、既に納付された高等学校授業料等は、還付しない。ただし、教育委員会が、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(中学校入学考査料等への準用)

第8条 第3条第6項本文、第6条及び前条の規定は、中学校入学考査料等の納付時期、減免等及び還付について準用する。

(教育委員会規則への委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

- この条例は、昭和48年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際現に沖縄県立高等学校授業料等徴収条例(昭和47年沖縄県条例第23号)の規定によりされた処分又は手続は、この条例の相当規定によりされた処分又は手続とみなす。
- 授業料の額は、別表の規定にかかわらず、昭和53年4月1日から昭和54年3月31日までの間は、次の表のとおりとする。

区分	単位	金額
全日制課程	年額	30,000円
定時制課程	年額	6,000円
専攻科	年額	30,000円

附 則 (昭和51年3月30日条例第11号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年 3 月29日 条例第15号）

この条例は、昭和53年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和56年 3 月30日 条例第 9 号）

- 1 この条例は、昭和56年 4 月 1 日から施行する。
- 2 授業料、入学検査料及び入学料（全日制課程及び専攻科に係るものを除く。）の額は、改正後の沖縄県立高等学校授業料等徴収条例別表の規定にかかわらず、昭和56年 4 月 1 日から昭和57年 3 月31日までの間は、次の表のとおりとする。

名称	区分	単位	金額
授業料	全日制課程	年額	50,400円
	定時制課程	年額	12,000円
	専攻科	年額	50,400円
入学検査料	全日制課程	1 人	700円
	定時制課程	1 人	700円
	専攻科	1 人	700円
入学料	定時制課程	1 人	500円
	通信制課程	1 人	100円

附 則（昭和58年12月19日 条例第36号）

- 1 この条例は、昭和59年 4 月 1 日から施行する。
- 2 全日制課程及び専攻科に係る授業料の額については、改正後の沖縄県立高等学校授業料等徴収条例別表の規定にかかわらず、昭和59年 4 月 1 日から昭和60年 3 月31日までの間は、「74,400円」を「72,000円」とする。

附 則（昭和62年 4 月 1 日 条例第22号）

- 1 この条例は、昭和62年 4 月 1 日から施行する。
- 2 全日制課程及び専攻科に係る授業料の額については、改正後の沖縄県立高等学校授業料等徴収条例別表の規定にかかわらず、昭和62年 4 月 1 日から昭和63年 3 月31日までの間は、「82,800円」を「80,400円」とする。

附 則（平成元年12月25日 条例第36号）

- 1 この条例は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 授業料、入学検査料（定時制課程を除く。）及び入学料の額については、改正後の沖縄県立高

等学校授業料等徴収条例別表の規定にかかわらず、平成2年4月1日から平成3年3月31日までの間は、次の表のとおりとする。

名称	区分	単位	金額
授業料	全日制課程	年額	86,400円
	定時制課程	年額	21,000円
	専攻科	年額	86,400円
入学考査料	全日制課程	1人	1,400円
	専攻科	1人	1,400円
入学料	全日制課程	1人	3,000円
	定時制課程	1人	1,100円
	通信制課程	1人	300円
	専攻科	1人	3,000円

附 則（平成3年7月17日条例第20号）

この条例は、平成3年10月1日から施行する。

附 則（平成4年12月24日条例第58号）

- この条例は、平成5年4月1日から施行する。
- 授業料及び聴講料の額については、改正後の沖縄県立高等学校授業料等徴収条例別表の規定にかかわらず、平成5年4月1日から平成6年3月31日までの間は、次の表のとおりとする。

名称	区分	単位	金額
授業料	全日制課程	年額	93,600円
	定時制課程	年額	24,000円
	専攻科	年額	93,600円
聴講料	専修講座	1単位	1,200円

附 則（平成7年12月25日条例第41号）

- この条例は、平成8年4月1日から施行する。
- 授業料及び聴講料の額については、改正後の沖縄県立高等学校授業料等徴収条例別表の規定にかかわらず、平成8年4月1日から平成9年3月31日までの間は、次の表のとおりとする。

種類	区分	単位	金額
授業料	全日制課程	卒業未認定者以外月額	8,400円

		の者	
		卒業未認定者 履修科目 1 単位につき	3,150円
	定時制課程	単位制による課程月額の者以外の者及び卒業未認定者以外の者	2,200円
		単位制による課程履修科目 1 単位の者及び卒業未認定者	1,320円
	専攻科	月額	8,400円
聴講料	科目履修	履修科目 1 単位につき	1,320円
	専修講座	履修科目 1 単位につき	1,320円

附 則（平成11年 3 月31日 条例第16号）

- この条例は、平成11年 4 月 1 日から施行する。
- 授業料及び受講料の額については、改正後の沖縄県立高等学校授業料等徴収条例別表の規定にかかわらず、平成11年 4 月 1 日から平成12年 3 月31日までの間は、次の表のとおりとする。

種類	区分	単位	金額
授業料	全日制課程	卒業未認定者以外月額 の者	8,900円
		卒業未認定者 履修科目 1 単位につき	3,330円
	定時制課程	履修科目 1 単位につき	1,410円
	専攻科	月額	8,900円
受講料	通信制課程	履修科目 1 単位につき	240円

附 則（平成13年12月26日 条例第52号）

- この条例は、平成14年 4 月 1 日から施行する。
- 授業料、入学考査料及び入学料の額については、改正後の沖縄県立高等学校授業料等徴収条例別表の規定にかかわらず、平成14年 4 月 1 日から平成15年 3 月31日までの間は、次の表のとおり

とする。

種類	区分	単位	金額
授業料	全日制課程	卒業未認定者以外の者 月額	9,200円
		卒業未認定者 履修科目1単位につき	3,450円
	定時制課程	履修科目1単位につき	1,470円
	専攻科	月額	9,200円
入学考査料	全日制課程		2,100円
	定時制課程		900円
	専攻科		2,100円
入学料	全日制課程		5,400円
	定時制課程		2,000円
	通信制課程		470円
	専攻科		5,400円

附 則（平成16年12月28日条例第49号）

- この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 授業料及び聴講料の額については、改正後の沖縄県立高等学校授業料等徴収条例別表の規定にかかわらず、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間は、次の表のとおりとする。

種類	区分	単位	金額
授業料	全日制課程	卒業未認定者以外の者 月額	9,500円
		卒業未認定者 履修科目1単位につき	3,800円
	定時制課程	履修科目1単位につき	1,530円
	専攻科	月額	9,500円
聴講料	科目履修	履修科目1単位につき	1,470円
	専修講座	履修科目1単位につき	1,470円

附 則（平成18年10月27日条例第63号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年12月27日条例第61号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 授業料及び聴講料の額については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間は、次の表のとおりとする。

種類	区分	単位	金額
授業料	全日制課程	卒業未認定者以外の者 月額	9,800円
		卒業未認定者 履修科目1単位につき	3,920円
	定時制課程	履修科目1単位につき	1,590円
	専攻科	月額	9,800円
聴講料	科目履修	履修科目1単位につき	1,590円
	専修講座	履修科目1単位につき	1,590円

附 則 (平成22年7月27日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日条例第35号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前日から引き続き沖縄県立高等学校に在学する者に係るこの条例の施行の日以後の授業料(専攻科の授業料を除く。)及び受講料の徴収については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年10月31日条例第27号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

種類	区分	単位	金額
授業料	全日制的課程	卒業未認定者以外の者 の者 月額	9,900円
		卒業未認定者 履修科目1単位 につき	3,960円

	定時制の課程	履修科目 1 単位につき	1,620円
	専攻科	月額	9,900円
入学考査料	全日制の課程		2,200円
	定時制の課程		950円
	専攻科		2,200円
入学料	全日制の課程		5,650円
	定時制の課程		2,100円
	通信制の課程		500円
	専攻科		5,650円
受講料	通信制の課程	履修科目 1 単位につき	310円
聴講料	科目履修	履修科目 1 単位につき	1,620円
	専修講座	履修科目 1 単位につき	1,620円
証明手数料		1 通につき	200円

別表第 2 (第 2 条関係)

種類	単位	金額
入学考査料		2,200円
証明手数料	1 通につき	200円